

税のお知らせ

11月の納税等

国民健康保険税／第4期
後期高齢者医療保険料／第4期
介護保険料／第4期
農業集落排水処理施設使用料／第4期
保育料／11月分
納期限／11月30日(木)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

個人事業税第2期分の納税をお忘れなく

個人事業税の第2期分の納期限は11月30日(木)です。

11月中旬に県から納付書をお送りしますので、次の方法のいずれかで納付してください。

○銀行、信用金庫、信用組合、農協、ゆうちょ銀行(代理店の郵便局を含みます。)等の金融機関

○コンビニエンスストア、MMK設置店
※納付書の納付金額が30万円以下のものに限りです。

○県税事務所

○Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキング又はATM

○インターネット(愛知県県税専用お支払サイト)でのクレジットカードによる納付(1万円ごとに73円(消費税別)の決済手数料がかかります。)
なお、ゆうちょ銀行及び郵便局、

Pay-easy並びにクレジットカードでは領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口で納付してください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もあります。

御希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

問合せ先

西尾張県税事務所

県民税・事業税第二グループ

☎0586-4513169

(ダイヤルイン)

<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

暮らしと税金 無料税務相談会の開催

東海税理士会津島支部では、「税を考える週間」における支部行事として、次のとおり「無料税務相談会」を開催いたします。税金に関することについて心配なことがありましたら、お気軽に相談会場におこしください。

日時・場所

11月12日(日)

午前10時～午後2時

ヨシヅヤ津島本店

11月23日(木)祝日

午前10時～午後2時

甚目寺総合体育館(ねんぐ祭り会場内)

問合せ先

東海税理士会津島支部事務局

☎2310455

平日 午前9時～午後3時

<http://www.ta-tsushima.gr.jp/>

納税は便利で安心な

口座振替をご利用ください

飛島村では納期内納付にご協力いただくために、口座振替制度を推奨しています。一度申し込みすると毎年自動的に引き落としされるため、納税のために出掛ける手間が省けるうえ、納期限をうっかり忘れた時も安心です。

◎口座振替Q&A

Q. 申し込みはどのようにしたらよいのでしょうか?

A. 飛島村指定の金融機関に口座振替依頼書(村及び金融機関窓口へ備え付け)を提出してください。預貯金通帳、届け出印、納税通知書が必要です。

※「村公式ホームページ」様式ダウンロード→税金からも入手できます。

※取扱金融機関は、三菱東京UFJ銀行、愛知銀行、中京銀行、名古屋銀行、百五銀行、三重銀行、桑名信用金庫、いちい信用金庫、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行、郵便局です。

Q. 引き落としはいつからですか?

A. 口座振替依頼のあった月の翌々月(2か月後)の納期分からです。(例)12月中に依頼書を提出していただいた場合、2月末納期分から引き落としになります)

Q. 口座振替できる税目等を教えてください。

A. 個人村県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、農業集落排水処理施設使用

料、堤塘占用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料です。

Q. 私一人名義の固定資産税と共有名義の固定資産税を、一枚の口座振替依頼書で申し込みますか?

A. 共有名義であることが分かるように年度、納税通知書番号(若しくは、共有者氏名及び持分)をご記入ください。

Q. 妻と共有する固定資産と父と共有する固定資産がある場合、口座振替依頼書はそれぞれ必要ですか?

A. 共有の名義ごとに必要です。

Q. 所有する複数台分の軽自動車税を口座振替したいのですが、一台ごとに口座振替依頼書が必要ですか?

A. 一枚の口座振替依頼書ですべてが振替になります。なお、特定の車両を選んで口座振替にすることはできません。

Q. 国民健康保険税を口座振替にしたいのですが、納税義務者は誰になりますか?

A. 納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していないと、同じ世帯の誰かが加入していると、世帯主に課税されます。

Q. 口座の名義人が亡くなってしまいました、口座を使用することができません。どうすればよいのでしょうか?

A. すぐに、担当課までご連絡をお願いいたします。担当課にて、ご相談内容に沿えるよう、適切に対応させていただきます。

問合せ先

総務部税務課